

LIGHT UP ROTARY

半田南ロータリークラブ ●創立：1980.2.12 ●認証：1980.2.25

■会長／榊原 肇 ■幹事／岩部 雅人 ■例会／毎週火曜日 半田商工会議所
愛知県半田市銀座本町1の1(半田商工会議所内) TEL.(0569)21-0324 FAX.(0569)23-4546



- 司 会 S. A. A 杉山 知子君
- ソングリーダー 杉山 知子君
- ロータリーソング 「それこそロータリー」
- 今月の歌 「夏は来ぬ」
- ピアノ 中田 美由紀さん
- ビジター 松本 順子君 (半田RC)
朝倉 滉一君 (半田RC)

会長挨拶

会長 榊原 肇君



皆さんこんにちは、2週間のご無沙汰です。今年度会長を務めさせていただいて初めてのメークアップです。先週の会長報告を引き受けていただいた榊原邦彦副会長に心から感謝申し上げますとともに、会員の皆様に感謝申し上げます。おかげをもちましてサンパウロ国際大会に無事出席し帰国することができました。国際大会の報告は次年度で卓話の時間をいただいておりますので、詳しくはそちらで報告させていただきます。

「アフリカのポリオフリー実現まであと少し」のみだしてロータリーニュースに掲載されていた記事を紹介いたします。

ナイジェリアを含むアフリカ大陸全体がポリオフリーとなるまであと一息…… そう語ったのは、6月8日にロータリー国際大会（サンパウロ）で講演したハミッド・ジャファリ氏。同氏は世界保健機関（WHO）で世界ポリオ撲滅推進活動の責任者を務めています。

ナイジェリアで報告されたポリオ症例は、2013年から2014年に、53件から6件へ減少し、2014年7月以来、新たな発生報告は出ていません。また、アフリカ全土でポリオが最後に報告されたのはソマリアで2014年8月のことです。

ジャファリ氏は説明を続けます。「多くの人の惜しみない努力がついに実を結びつつあります。しかし、油断は禁物。ポリオがどこかに存在する限り、感染の危険性は残ります」

アフガニスタンとパキスタンでは、依然として野生ポリオウイルスによる感染が続いています。2014年、全世界のポリオ発生の85パーセントはパキスタンで報告されたものでした。これは、同国で近年最も多い件数です。そんな中、これらの国々でも、ここ数カ月間に、ウイルス拡散を防ぐための進展が見られています。政府とポリオ撲滅パートナー団体が、まだ予防接種を受けていない子どもたちを対象に活動を強化しており、これまで何年も足を踏み入れられなかった地域にも、予防接種員が出向けるようになりました。

ロータリー会員のアドボカシー活動（支援よびかけ）のおかげで、パキスタンでのポリオ発生は昨年同時期と比べ減っていると話すジャファリ氏。「政治や紛争を理由にポリオ撲滅活動を遅らせることはできません。わが子を守りたいと願う親たちが、活動を心待ちにしています。ポリオ感染が最も多いシーズンの今後数カ月間が試練のときです」

ジャファリ氏は聴衆に向けて、手を緩めず活動を続ける重要性を強調しました。「皆さんの力強い“ロータリーの声”をもって、政治リーダーたちに支援を呼びかけてください。最後の一押しには各国からの資金援助が欠かせません。また、地域社会や国際社会に、この壮大なポリオ撲滅活動について知らせ、人びとの協力を得られるよう働きかけましょう」

ビル・ゲイツ氏からのビデオメッセージが、ロータリー国際大会で紹介され、大会会場で日本語の同時通訳を通して本当に「あと少し!!」だと実感しました。う。

委員会報告

●出席委員会

第1688回例会 6月16日(火) 天気(曇)

本日の例会は29名の出席にて、出席率は82.86%です。なお、前々回は5名のメーキャップにて100%に訂正します。

●Smiling Box

近藤 敏通君 本日の卓話よろしくお願ひします。
石川 勝彦君 11日木曜日、日本経済新聞に長野県小海町の「日本で一番素敵な音楽堂」が紹介されていました。次回は一度訪れて見たいですね。



榎原 肇君 サンパウロ国際大会から無事帰国することができました。報告は次年度2週目の卓話の時間でさせていただきます。

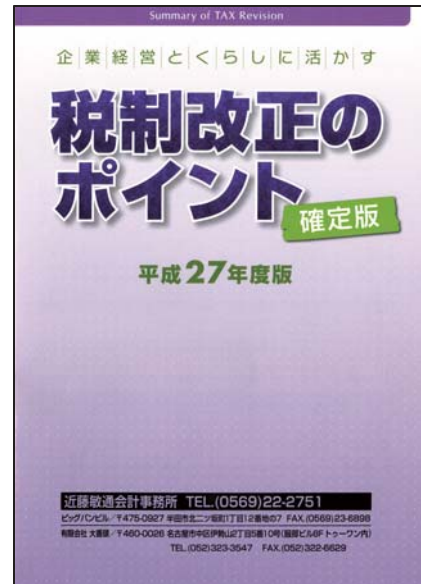
堀田 敏行君 都築利全さん、先日楽しい夜、ありがとうございます。

合計4名 8,000円



「6 / 2の寄付金贈呈により半田市に環境保全のため河川の水質検査のゴムボートを寄付」

卓話資料



卓話



スピーカー 近藤 敏通君
演 題 「平成27年度税制改正について」



まえがき

平成27年度の税制改正関連法は、内閣府の原案どおり3月31日に成立し、4月1日に施行となりました。

その内容を要約して見ると、法人税率の引下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し、地方拠点化税制の創設、ジュニアNISAの創設、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設、消費税率引上げの施行日の変更、国庫を越えた投信の提供に対する消費税の課税の見直し、納税環境の整備、相続特別措置の見直しなどの改正が行われています。

この小冊子では、項目ごとの具体的な改正点と解説を掲載しています。平成27年度税制改正の全体的な理解とポイントを押さえる上でツールとして皆様にご活用いただき、お役立ていただければ幸いです。

平成27年4月

もくじ

- ① 法人課税 法人実効税率の引下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し等 1
- ② 住宅・土地税制 住宅ローン減税等の延長、住宅取得等資金等に係る贈与税の拡充・延長等 9
- ③ 金融・証券税制 ジュニアNISAの創設、NISAの非課税枠の拡充等 12
- ④ 資産課税 遺産相続からの贈与、子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税等 14
- ⑤ 加贈課税 一点同時の譲渡所得等課税の特例の創設、外国子会社配当金等不課税制度の見直し等 19
- ⑥ 納税環境整備 財産譲渡所得課税の見直し、マイナンバー付随的金融情報の効率的利用に係る措置等 29
- ⑦ その他の改正 消費税率引上げ特例の変更、非課税の見直し等 25
- ⑧ 主な平成27年度改正要覧 31

この小冊子は、平成27年4月1日現在適用中の法令に基づいて作成しています。

1 法人課税

法人実効税率はどのように改正が行われましたか？

1 法人実効税率の引下げ

同一地方を連結した法人実効税率は、以下のとおり引き下げられました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国の法人税率	29.5%	23.9%	23.9%
(参考) 法人向け法人事業税所得額			
・地方法人特別税率を適用	7.2%	6.0%	4.8%
・年600万円超過部分の標準税率			
(参考) 国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%
<標準税率ベース>		(▲2.51%)	(▲3.29%)

また、資本金1億円以下の中小法人(所得が年800万円を超える)の法人実効税率は、下記のようにとなります(法人事業税、法人住民税(標準額)、市町村)は標準税率を適用しています。

	平成26年度	平成27年度
国	36.05%	34.33%

2 法人税率の引下げと中小法人等の軽減税率の特例の延長

法人税率が23.9%に引き下げられ、中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例(所得の金額のうち年600万円以下の部分に対する税率19%を15%に軽減)の適用期間が、2年延長されました。

	標準税率	準標準税率
普通法人	25.5%	23.9%
中小法人	25.5%	23.9%
公益法人等、協同組合等(準則)	19%	19%

〔注〕内の税率は軽減税率特例適用による特例

なお、中小法人課税については、現行、資本金1億円以下を中小法人として一律に取り扱っていることについて、その妥当性を検証し、中小法人課税の全般にわたって、幅広い観点から、今後検討されます。また、公益法人等課税については非収益事業における民間組合の住民等については、協同組合等課税については軽減税率のあり方について、今後の検証課題とされています。

次回の例会

第1690回例会 新年度夜間交流会
7月7日(火) 総会19:00~ 於 魚太郎